後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2　（略）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員） **第四十九条**　（略） 2・3　（略） 4　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 5～7　（略） 8　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。 9～11　（略） 12　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 13～15　（略） （職員） **第六十三条**　（略） 2～6　（略） 7　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 8　（略） 9　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。	（職員） **第四十九条**　（略） 2・3　（略） 4　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 5～7　（略） 8　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。 9～11　（略） 12　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 13～15　（略） （職員） **第六十三条**　（略） 2～6　（略） 7　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 8　（略） 9　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。